

## 訂正のお知らせ

本書『ケアマネジャー過去問解説'18』の内容を一部訂正させていただきます。発行の時点で、施行規則や運営基準等の厚生労働省令、介護報酬の算定基準等の厚生労働省告示が公布されていませんでしたが、3月末に公表されましたので、内容を吟味し、訂正を加えさせていただきます。

2018年5月30日更新-----

【該当ページ】 p 81 問題 10

解説

2 × 都道府県知事は、介護老人保健施設の開設許可にあたっては、(以下略)

↓

2 × 都道府県知事は、介護老人保健施設と介護医療院の開設許可にあたっては、(以下略)

3 後段 原則として医師でなければならないのは、介護老人保健施設の管理者である。

↓

3 後段 原則として医師でなければならないのは、介護老人保健施設と介護医療院の管理者である。

4 後段 介護老人保健施設にも同様の規定がある。

↓

4 後段 介護老人保健施設と介護医療院にも同様の規定がある。

【該当ページ】 p 127 問題 56

解説

4 後段 これは、事業所の提供する訪問・通い・宿泊の介護に関することであり、訪問看護や訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション(2018年度以降条件付きで利用可)、居宅療養管理指導、福祉用具貸与の介護保険サービスは利用することができる。

↓

下線部分を削除(改定案が検討されていたが廃案となった。)

【該当ページ】 p 234 問題 39

解説

5 後段 サテライト型は、本体施設の介護老人保健施設や病院・診療所から、おおむね自動車等で 20 分以内の場所で、本体施設と一体的に運営されるもの。医療機関併設型は、病院・診療所と同一または隣接した敷地内にあるもの。(以下略)

↓

5 後段 サテライト型は、本体施設の介護老人保健施設・介護医療院や病院・診療所から、おおむね自動車等で 20 分以内の場所で、本体施設と一体的に運営されるもの。医療機関併設型は、介護医療院・病院・診療所と同一または隣接した敷地内にあるもの。(以下略)

【該当ページ】 p 266 問題 9

解説

5 後段 病院・診療所は、ほかに訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションについてもみなし指定が行われる。

↓

5 後段 病院・診療所は、ほかに訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・短期入所療養介護(療養病床を有する病院・診療所により行われるものに限る)についてもみなし指定が行われる。

【該当ページ】 p 307 問題 50

解説

1 前段 訪問介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内にある建物に居住する利用者に訪問介護を行った場合は、介護報酬は 100 分の 90 に減算される。同一建物減算である。

↓

1 前段 訪問介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内にある建物に居住する利用者に訪問介護を行った場合は、介護報酬は 10% (1 月当たり 50 人以上の場合は 15%) 減算される。同一建物減算である。